

エリアルール(2010年6月14日改定)

● 1. 飛行前の安全確認

安全を最大限確保するため、必ずランチャー台の入り口において他の人に機体を支えてもらった上で、機体にぶら下がるハングチェックを行ない、自分自身でカラビナが確実にかかっていることを確認すること。テイクオフの動作に入る前にまずテイクオフの宣言を行なった後、他のランチャー台からテイクオフする人がいないことを確認した後でなければ、テイクオフしてはならない。以下にその手順を示す。

「飛行前の安全確認」 (テイクオフへの5ステップ)

(ステップ1) 機体のプレフライトチェック。

(ステップ2) カラビナをかけ、ぶら下がってハングチェック。

(ステップ3) 声を出してカラビナとレッグストラップを目視確認。
(例)「カラビナよし!」「レッグストラップよし!」

(ステップ4) 声を出してテイクオフの宣言。
(例)「西、行きます!」「メイン、出ます!」

(ステップ5) 他のランチャーからの返事を確認してからテイクオフ

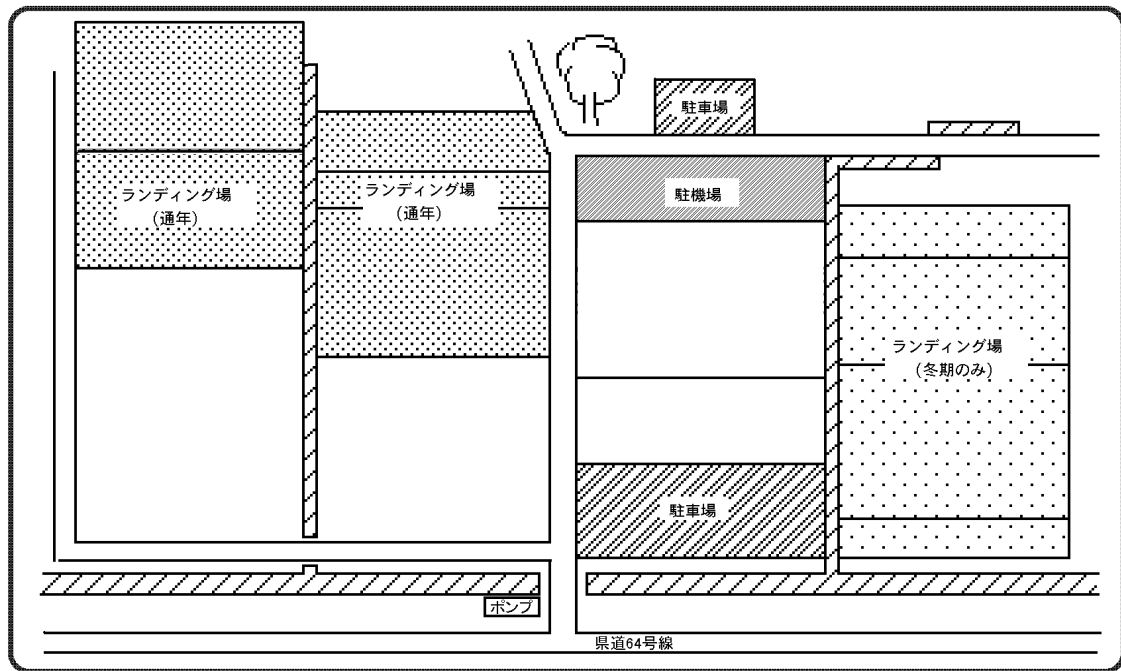
この「飛行前の安全確認」を怠ることは、危険行為とみなされ、1ヶ月のフライト停止処分の対象となる。

楽しく安全なフライトとなるよう、お互いに注意・協力を全うすること。

● 2. ランディングルール

ランディング場

1. ランディング場は地図に示す範囲とする。
2. 板敷ランディング場周辺 1km 以内に降りた場合、次の例外を除きアウトサイドとする。
 - a. 冬期ルールの期間で、ランディング場周辺の休耕地(駐車場より北側 250m と南側 500m、および県道 64 号線より東側最大 500m の範囲の中で、電線・電話線よりランディング場側の区域)。ただし可能な限りランディング場内に着陸すること。
3. 板敷ランディング場周辺 1km 以遠に降りた場合、アウトランディングとし「アウトランディングレポート」に必要事項を記入の上、会へ提出する。
4. 機体のブレークダウンは駐機場または駐車場で行うこと。ランディング場でのブレークダウンは禁止する。
5. アウトサイドをした場合はアウトサイドの処理規定による。



アウトサイドの処理

1. 耕作地に降りた場合や建物などに損害を及ぼした場合は酒 1 升程度をもって耕作者または被害者の家に謝りに行く。なお、謝りに行った家でアウトサイド封筒に署名を貰うこと。ただし、会が別途定める特定の耕作地については、これを免除することがある。
2. 損害賠償を請求された場合は責任をもって補償に応じること。
3. アウトサイドレポート(着地場所を明記すること)を書き、罰金 2,000 円を同封して他の会員にアドバイスと署名を記入して貰い、エリア関連のショップに提出する。(ビジターの場合は推薦者が提出する)。ただし、会が別途定める特定の耕作地については、アウトサイドの罰金を 1,000 円とする。
4. 山チンの場合は罰金 2,000 円、スタチンについては罰金 1,000 円として 3.と同様の手続きをする。
5. 電線事故など重大事故については直ちに役員に報告し、自分一人で処理しないこと。
6. ビジターのアウトサイド(山チンを含む)は当日を含め以後 10 日間の当エリアでのフライト停止とする。ただし、推薦者の判断によりフライト停止期間を短縮することができる。

● 3. 危険行為に対する罰則規定

フライト中の次の行為は当日を含め 1 カ月間のフライト停止とする。ただし役員会は協議の上、その期間を延長あるいは短縮することができる。また危険行為を犯したフライヤーはその経緯、結果等を「危険行為レポート」に記入の上、速やかに会へ提出すること。

1. パラシュートの使用
2. 電線(電話線、TVケーブルを含む)及び電柱への接触(被害の有無を問わない)。電線をくぐった場合また異常接近した場合にも、接触と同様に危険行為とみなす。
3. 空中接触(被害の程度を問わない)
4. フックアウト

茨城ハングエアルール(2010.6.14 改定)

5. カラビナをかけずにランチャー台へ立つ行為
6. 飛行前の安全確認を実施せずにテイクオフしようとする行為
7. その他役員会で危険と判断された行為

● 4. その他

1. 駐車禁止

- (1) ランディング場付近の農道及びテイクオフ入口の林道は駐車禁止とする。

2. 飛行禁止区域

以下の区域は飛行禁止とする。ランディングもしてはならない。

- (1) 成田空港, 福島空港, 百里飛行場(航空自衛隊), 霞ヶ浦飛行場(陸上自衛隊), 宇都宮飛行場(陸上自衛隊), 下総飛行場(海上自衛隊)などの航空管制圏内。
- (2) 東海村, 大洗町などの原子力関連施設。
- (3) 市街地にランディングする可能性のある空域。
- (4) 筑波山周辺の飛行禁止空域 (参考地図 1)
 - ① 筑波山ロープウェイつつじヶ丘駅を起点とし、女体山駅を終点としたロープウェイ施設に対し、半径 200m 以内及び上空 200m 以下。
 - ② つつじヶ丘駅駐車場はランディング禁止。
 - ③ 筑波山神社上空 200m 以内。
 - ④ 筑波山鋼索鉄道(ケーブルカー)宮脇駅を起点として、筑波山頂駅を終点としたケーブルカー施設に対し、半径 200m 以内及び上空 200m 以下。
- (5) 丸山に設置されている風車 2 基周辺の飛行禁止区域として、水平方向半径 300m 以内、縦方向に関しては上下 100m 以内。(参考地図 2)

参考：風車の座標

1号機(南側) N: 36° 17' 31" E: 140° 09' 03"

2号機(北側) N: 36° 17' 36" E: 140° 09' 06"

3. 禁止行為

- (1) 農道(車両が通る道路)の上空を通過する最終進入コースをとる着陸
- (2) 機体解体場および駐車場への着陸

● 5. 会員ルール

1. 会員である証明として、入会時及び会員更新時に発行される会員証(シール)を下記に定める位置に掲示する。

会員証掲示位置

グライダーのキール部分(セールの付け根、セールにかからない見やすい部分)

やむを得ない事情がある場合には、フライト時に着用する **フライト時に着用するヘルメット**

2. 何らかの理由により会員証を紛失した場合は、速やかに会員証の再発行手続きを行い、所定の位置に再掲示する。

● 6. ビジタールール

フライト資格

1. JHF の有効なフライヤー登録を有し、P 証の所有者であること。
2. 必ず、会員の推薦と同行を受けること。
3. P 証を持たないビジターは JHF 教員(会員であること)が推薦し、同行した場合に限ってフライトできる。
4. 以下のフライト手続きを正しく行い、会のルールを遵守すること。

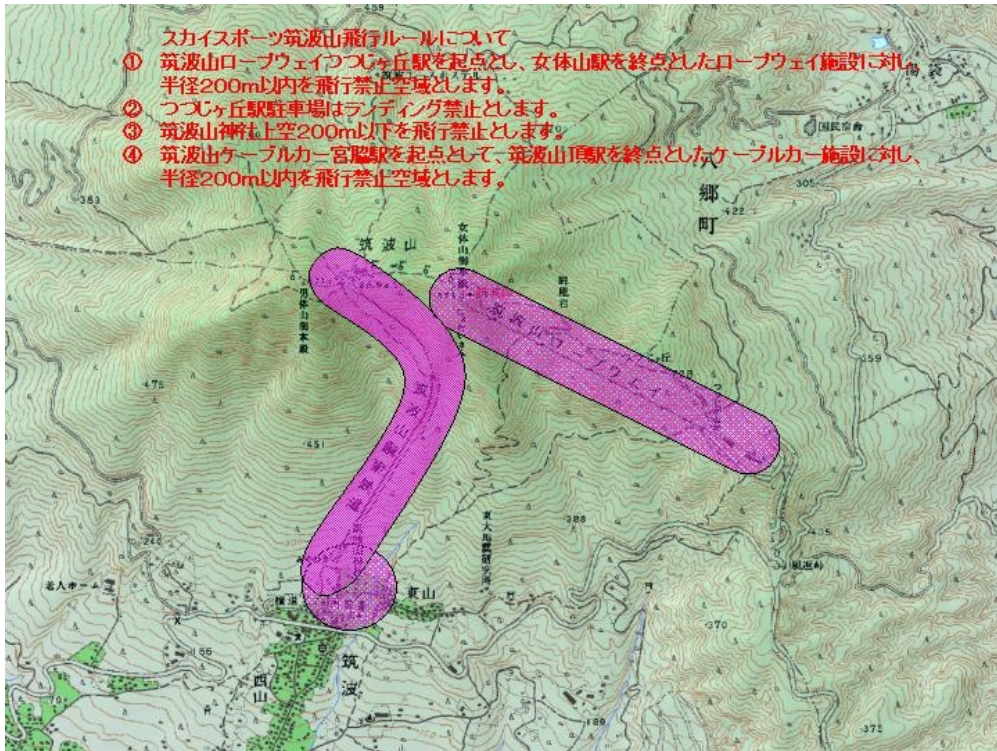
フライト手続き

1. ビジターはフライト前にビジターフライト申し込み用の封筒に所定事項を記入のうえ、フライト料 2,000 円を同封して推薦者に預ける。さらに、会員と同様に入山者名簿に記名する。
2. 当エリアのフライト未経験者は、この他に所定の誓約書への署名・提出が必要となる。また、推薦者からエアリアルールやランディングについての説明を受け、ランディング場を自分の目で確認する。
3. アウトサイド、山チン、スタチンをした場合は推薦者に報告しアウトサイドの処理規定に従って事後処理を行う。
4. 推薦者はフライト確認後、預かった封筒をエリア関連ショップに提出する。また、ビジターは入山者名簿に下山報告を記入する。
5. フライトをしなかった場合のフライト料は推薦者からビジターに返却する。
6. ビジターのフライト手続きの履行及びエアリアルールの遵守については推薦者が一切の責任を負う。

改定履歴

改定年月日	改定内容	備考
2007/2/25	改定履歴追加	
	改定：フライト手続き	ビジターフィ金額
2007/6/24	3. 危険行為に対する罰則規定	フライト停止期間に対する役員会の変更権限明記 「電線への異常接近」という文言の追加 「危険行為レポート」提出の義務化
	5. 会員ルールの追加	会員証の掲示について
	ビジタールールの項番変更	5 ⇒ 6
2008/1/13	4. その他	「3. 禁止行為」の追加
	6. ビジタールール	3. ビジターのセットアップ場所指定を削除
2008/2/17	4. その他	「2. 飛行禁止区域」にある「基地」という文言について「駐屯地」に修正
2009/5/31	4. その他	「2. 飛行禁止区域」に「(4)筑波山周辺」、「(5)風車周辺」を追加
2010/6/14	4. その他	「2. 飛行禁止区域」にある名称修正

【 参考地図 1 】



【 参考地図 2 】

